

三岐鉄道北勢線の今後の在り方の検討に向けた
基礎調査業務

仕様書

令和5年7月

北勢線事業運営協議会

1 事業名

三岐鉄道北勢線の今後の在り方の検討に向けた基礎調査業務（以下、「本業務」という）

2 目的

三岐鉄道北勢線は、沿線地域住民の通勤・通学、日常生活などに必要不可欠な移動手段であるとともに、地域経済活動の基盤となる重要な社会インフラとして存続してきた。

しかしながら近年においては、人口減少・少子高齢化による利用減に加え、燃料価格や物価、人件費の高騰も相まって厳しい経営状況を余儀なくされている。

令和4年度には国の有識者会議において、地方鉄道の在り方については国、自治体、鉄道事業者が協力して協議を行うことが提言された。

こうした状況を踏まえ、沿線地域の移動手段を将来に渡り維持・確保していくため、北勢線の今後の在り方について様々な観点から検討を開始する必要がある。

本業務では、北勢線の現状や今後の見通しに加え、移動手段の確保や経済活動の基盤といった視点のみならず、環境の改善や道路渋滞の緩和、あるいは地域資源としての存在価値、更には人口減少やDX・GXの推進、ライフスタイルの多様化といった社会構造の変化も踏まえて多角的に整理し、三岐鉄道北勢線の将来的な在り方に関して具体的な方向性を提案するための基礎資料を作成することを目的とする。

3 業務内容

本業務では、北勢線事業運営協議会（以下「協議会」という。）において、三岐鉄道北勢線沿線地域の持続可能な公共交通の維持・確保に係る今後の方向性・在り方や沿線自治体の施策の方向性等を検討するにあたり、必要となる次の事項について調査、研究等の基礎調査業務を行う。

(1)現状分析及び将来予測【令和5年10月～令和6年3月8日実施予定】

①北勢線沿線地域の現状分析

沿線地域における人口動態及び将来予測や地域特性等の分析を行う。

②北勢線の現状分析

北勢線における利用実態及び将来予測や収支状況等の分析を行い、達成状況と事業継続の課題を整理する。

③北勢線が地域にもたらす価値の分析

北勢線について、鉄道としての移動手段のみならず、環境の改善や渋滞の緩和、地域資源としての価値など地域にもたらす価値について多角的に分析・整理する。

④現行スキームによる今後の見通し

今後30年間の車両・線路・変電所等の維持更新費用を推計し、収支状況と必要資金を推計する。また、経営改善策及び事業継続の課題整理を行う。その際、鉄道存続を支援

する国・県の支援制度等も考慮すること。

(2) 鉄道存続及び他モードへの転換等の比較検討【令和6年度実施予定】

※契約は単年度の契約とし、(2)は参考として提案するものであり本契約には含まれない。

①改良案、他モード転換の妥当性の評価

改軌、高性能車両、上下分離、自動運転走行等の改良案や他モード転換時のイメージ(想定ルート、距離、所要時間、運行時間帯、運行本数、必要車両数等)を提案し、想定される結果(施工中の影響、転換の容易性、収支状況、効果、他分野への影響等)から妥当性を評価する。その際、他市の事例等で参考になるものがあれば合わせて提示すること。

②概算費用による比較

(2)①のうち、妥当性が高いケースの概算費用(初期投資額、維持管理費、廃止時の国県補助金の返還、設備撤去費用等)を算出し、北勢線を存続させた場合の概算費用(車両等の更新費用、維持管理費等)と比較する。

また、運用後における収支予測とモード毎の沿線自治体の費用負担についても、国の支援制度等も考慮した上で明示すること。

③その他必要な調査等(任意)

今後の公共交通の在り方について検討を行う上で必要となる調査や分析、情報の収集等を行う。

4 特記事項

本業務を履行するにあたっては、次の事項を遵守すること。

(1)協議会及び三岐鉄道との連携

本業務において、調査項目や提言内容などを検討する際には、北勢線事業運営協議会幹事会(以下「幹事会」という。)及び三岐鉄道と定期的に情報連携(幹事会での成果報告を含む。)を行い、協議会の意向等を十分に把握して行うこと。

なお、情報連携に際しては、当該時点における調査結果や分析資料などを提出し、検討の方向性などについて適宜指示を仰ぐこと。

また、必要に応じて幹事会及び専門委員会等に出席し、調査業務の状況及び報告書の内容について説明を行うこと。

(2) 疑義の解決

仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告を行い、双方で協議を行った上で、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

また、疑義の内容及び協議・指示事項について、受託者は全て記録に残し、記録の内容について発注者の了解を得るものとする。

(3) 守秘義務・情報セキュリティ

- ①本業務の遂行にあたっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。
- ②本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、「桑名市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「桑名市個人情報の保護に関する法律等施行規則」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- ③本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とする。

(4) 業務の完了

業務については、成果品納品書と共に成果品を提出し、発注者の完了検査を受け、検査合格により完了とする。検査不合格の場合は、直ちに修正等の必要な措置を講じなければならない。なお、業務完了後といえども、成果品に誤りが発見された場合は、発注者の指示に従い、受託者は責任をもって再検査し、直ちにその誤りに対して必要な措置を講じなければならないものとする。

(5) その他業務に必要な資料

発注者は、業務を実施するにあたって必要な資料を受託者へ貸与する。受託者は貸与された資料の取り扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても発注者の承諾なく複製してはならない。この場合の承諾は書面により行う。なお、業務終了後は速やかに返却しなければならない。

5 打合せ協議

業務着手時、最終納品時等、必要に応じて打合せ協議を行う。

6 報告書及び求める成果品

以上の内容は、調査研究報告書としてまとめる。

- (1)報告書詳細版（A4判） 6部
- (2)報告書概要版（A4判） 50部
- (3)上記すべてにかかる電子データ 一式

※ 数値データ等は、報告書と別に Excel 形式など編集可能なデータ形式でも納めること。

- (4)調査、分析等において作成した地図データ

※ 地図データは、Shape 形式など汎用性の高いデータ形式で納めること。